

個人情報ファイル簿（単票）

【町民課戸籍年金係】

個人情報ファイルの名称	住基システム	
行政機関等の名称	古平町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍年金係	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、住民に関する事務の基礎とするため、印鑑登録及び証明発行	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主の氏名、5 世帯主との続柄、6 住所、7 町の区域内において新たに住所を変更したものについてはその住所を定めた年月日、8 届出年月日、9 前住所、10 住所変更日、11 転出先住所、12 住民票コード、13 個人番号、14 作成事由、15 除票自由、16 日本人住民記載事項（住民となった日、本籍地、筆頭者）、17 外国人住民記載事項（外国人住民となった日、通称名、併記名、国籍・地域、第 30 条の 45 に規定する区分、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、在留期間等の満了日）、18 印鑑登録情報（登録番号、登録年月日、抹消日・抹消事由、本人確認方法、印影、照会書発行日、照会書回答期限、印鑑登録証再交付年月日）	
記録範囲	古平町に住民登録した者	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、印鑑登録申請、印鑑登録廃止届、印鑑登録証亡失届、登録印鑑亡失届、住民基本台帳法に基づく他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 古平町町民課戸籍年金係	
	(所在地) 〒046-0192 古平郡古平町大字浜町 50 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日